

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百九十四号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号及び第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年九月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一〇二十四 (略) 二十五 四―アミノ―〇―メチル葉酸 (別名メトトレキサート) 及びその製剤 (ただし、二・〇mg錠剤、二・〇mgカプセル製剤及び注射剤であって次に掲げる疾病に用いられるものを除く。)	一〇二十四 (略) 二十五 四―アミノ―〇―メチル葉酸 (別名メトトレキサート) 及びその製剤 (ただし、二・〇mg錠剤及び二・〇mgカプセル製剤であって次に掲げる疾病に用いられるものを除く。)
イ・ニ (略) 二十六〇百五十六 (略) 百五十七 (略)	イ・ニ (略) 二十六〇百五十六 (略) 百五十七 パラー「ビス―(ベータクロロエチル)―アミノ―」―L―フェニルアラニン (別名メルファラン) 及びその製剤
百五十八 バレメトスタット、その塩類及びそれらの製剤 百五十九 (略)	(新設) 百五十八 二・五―ビス―(―アジリジニル)―三―(ニ―カルバモイルオキシ―)―メトキシエチル)―六―メチルベンゾキノ (別名カルボコン) 及びその製剤
百六十〇百八十八 (略) 百八十九 (略)	百五十九〇百八十七 (略) 百八十八 ベバシズマブ (遺伝子組換え) 「ベバシズマブ後続三」及びその製剤
百九十 ベバシズマブ (遺伝子組換え) 「ベバシズマブ後続四」及びその製剤 百九十一 (略)	(新設) 百八十九 ペプロマイシン、その塩類及びそれらの製剤
百九十二〇百三十二 (略) 百三十三 (略)	百九十二〇百三十 (略) 百三十一 四・四―(ペンタメチレンジオキシ)ジメンズアミジン (別名ペンタミジン)、その塩類及びそれらの製剤
百三十四 セルメチニブ、その塩類及びそれらの製剤 百三十五 (略)	(新設) 百三十二 タルクの製剤 (胸膜腔内注入用懸濁剤であって悪性胸水の再貯留抑制に用いられるものに限る。)
百三十六・二百三十七 (略) 百三十八 (略)	百三十三・二百三十四 (略) 百三十五 イデカブタゲン ビクルユーセル
二百三十九 シルタカブタゲン オートルユーセル	(新設)

二百四十
二百四十一・二百四十二

(略)

(略)

二百三十六
二百三十七・二百三十八

チサゲンレクルユーセル

(略)